

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月4日

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月4日 午後1時46分

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午後 1 時 4 6 分

○議長（阿部 寛治） 本日、会期の変更を議会運営委員会で話し合いました。

皆さん御存じのとおり、特別警報級の台風 10 号が日曜日から月曜日にかけて最接近するため、月曜日以降の会期日程を変更したいと思います。

7 日（月曜日）については休会とし、8 日（火曜日）は条例審査、9 日（水曜日）は決算認定、10 日（木曜日）は決算認定及び補正予算審査、11 日（金曜日）は予備日、そして、14 日（月曜日）を採決としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、散会します。

散会 午後 1 時 4 7 分

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月10日

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月10日 午後3時42分

場所 篠栗町役場 会議室

出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

出席した議会事務局職員

局 長 佐 伯 和 久 次 長 藤 幸 三

開会 午後 3 時 4 2 分

○議長（阿部 寛治） 今、緊急の議会運営委員会を開いてきました。

先日の台風で、会期日程を 1 1 日を予備日に、1 2 日（土曜日）、1 3 日（日曜日）を休会として、1 4 日（月曜日）に採決をすることを、皆さんと一緒に決定したわけですが、決算・予算特別委員会は予定どおり終了し、予備日をとる必要がなくなりましたので、当初の予定どおり、明日 1 1 日（金曜日）に採決を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

では、明日が最終日になりますのでよろしくお願いします。

これをもちまして散会とします。

散会 午後 3 時 4 5 分

令和2年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月11日(採決)

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長補佐	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、副町長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、9月4日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」〔令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」

〔令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について、専決処分がなされたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の内容は、令和2年7月6日から7日にかけて発生した豪雨災害の復旧のため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,348万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ135億5,531万5,000円とするものであります。

地方債補正では、災害復旧事業債において、起債の限度額610万円を追加されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第63号「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の損害賠償責任の額を規定するために、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町職員の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、本条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めるものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第64号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で変更となる住所について、改正を行うものであります。

この条例については、令和2年10月10日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から導入された会計年度任用職員制度について、条文中における引用条の修正及び定義の明確化を図るため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員には想定されない特殊勤務手当の削除、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給に関する定義の明確化等について、改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告します。

議案第66号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、市町村が条例で基準を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の規定に関し、見直しを行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の数に関する規定及び職員に関する経過措置について、改正するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告とおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第67号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、入所及び保護者負担金に関する規定を篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則から削除し、本条例の規定として定めるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、入所に関する規定及び保護者負担金に関する規定を追加するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第68号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、職員に関する規定の変更を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、児童館において業務をする者の名称を「職員」から「館の配置者」へ、また、「児童厚生員」を「児童の遊びを指導する者」へ規定を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正されることに伴い、子ども医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、子ども医療費の支給対象に「中学生の通院」を含めること及

びこれに伴う規定の整備等を行うものであります。

なお、本条例は、令和3年4月1日から施行され、改正後の篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療費について適用し、施行日前に受ける医療費については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、幼児教育・保育の無償化の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、関係する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、条例中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めること、子育てのための施設等利用給付に関する規定の追加及び副食費の保護者負担に関す

る規定を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、福岡県重度障がい者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正がされることに伴い、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、「障害者」の表記を改めること及び字句の整理を行うものがあります。

なお、本条例は、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第72号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第72号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、排水設備指定工事店の指定に係る申請に伴う審査及び指定工事店証、工事責任技術者証の登録に係る証交付について、手数料を徴収することに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、指定工事店の審査手数料の新設及び指定工事店証、工事責任技術者証交付手数料の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年10月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第73号「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第73号「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、令和元年10月の幼児教育無償化に伴い、幼稚園の授業料等が無償になったことにより、本条例はその目的を終えたため、廃止することについて、議会の議決を求められたものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第74号「財産の処分の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第74号「財産の処分の変更について」

本議案は、平成31年3月18日平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第17号財産の処分について、現地を測量した結果、面積の変更が生じたため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

所在地「篠栗町大字津波黒字高辻346番5外1筆のうち」を「篠栗町彩り台346番10」に変更。面積「8,434平方メートル」を「8,359.92平方メートル」に変更。売却額「金4億円」を「金3億9,626万208円」に変更するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第75号「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第75号「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度篠栗町一般会

計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 1 1 1 億 7, 6 0 4 万 7, 9 9 7 円、歳出総額 1 0 6 億 3, 4 3 0 万 4, 7 9 1 円、歳入歳出差引額 5 億 4, 1 7 4 万 3, 2 0 6 円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額 8 万 6, 0 0 0 円。実質収支額は、5 億 4, 1 6 5 万 7, 2 0 6 円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 7 5 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 5、議案第 7 6 号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 7 6 号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 27 億 7,657 万 4,711 円、歳出総額 28 億 6,105 万 8,156 円、歳入歳出差引額 マイナス 8,448 万 3,445 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス 8,448 万 3,445 円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 76 号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 16、議案第 77 号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 77 号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 4 億 2,163 万 2,277 円、歳出総額 4 億 1,948 万 4,059 円、歳入歳出差引額 214 万 8,218 円。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、214万8,218円。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第17、議案第78号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第78号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額2億7,504万3,777円、歳出総額4億631万2,766円、歳入歳出差引歳入不足額1億3,602万989円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額475万2,000円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省

略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第18、議案第79号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第79号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額9億1,515万5,664円、収益的支出額8億5,130万7,639円、資本的収入額4億7,783万8,900円、資本的支出額6億6,081万4,374円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定い

たしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第19、議案第80号「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○決算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第80号「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額5億6,232万6,947円、収益的支出額4億8,968万7,861円、資本的収入額1億440万円、資本的支出額2億1,339万8,984円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第20、議案第81号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第81号「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,030万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,562万1,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第82号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第82号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,027万9,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第83号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第83号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計を営業費用の補正により、既決予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出113万9,000円を追加し、収益的支出の予定額を8億8,415万3,000円とし、また受益者負担金の補正により、既決予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、資本的収入1,203万9,000円を追加し、資本的収入の予定額を4億9,826万円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案どおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1、意見書案第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 距離がありますので、マスクを取らせていただきます。

令和2年第3回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

人事案件3件、「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」をはじめとする条例の制定11件、財産の処分の変更について1件、令和元年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め令和2年度補正予算4件の上程いたしました25議案について可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会中に、猛烈な台風10号の接近・上陸が懸念される事態となりました。

議会におかれましては、職員の対策本部での徹夜の待機や避難所の迅速な開設等の諸対応にご配慮いただき、日程変更して9月7日を休会としていただきました。大変ありがとうございました。9月6日（日曜日）のお昼に開設した各避難所には、合計で400人以上の町民の皆さんが避難され一夜を明かされました。台風の規模が想定ほど小さくなく、町民の皆様や町内に大きな被害も出ずに一安心でございました。

宮崎県椎葉村での土砂崩れによる4人の行方不明者の捜索が現在も続いている報道をみるときに、平成21年に我が町で発生した一ノ滝地区の大規模土砂崩れのことを思い出します。心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の救出を願うばかりでございます。

今回の避難所運営は、新型コロナ対策をどう考慮するかについて初めての経験でございましたが、職員にとっては貴重な経験となりました。今後は、水害等で長期間にわたった時などを想定し、机上でのシミュレーションをしっかりと対応して参ります。

本定例会において、前年度の総括ともいえる決算認定の議会審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえて、令和2年度当初予算に盛り込んだ諸施策について、着実に完了するように努力して参ります。

また、年度の継続性を重視するなかで、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期がもうすぐ参ります。町執行部では、10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに令和3年度の事業項目案を固めて参ります。

毎年申し上げておりますが、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただき、日ごろからお考えの町の課題についてご意見を賜れば有り難いと存じます。何とぞよろしく願いいたします。

さて、私は、町長という職は4年間の任期が全てと考えております。4年間のなかで、どう町を動かし、持続可能なまちづくりを進めていくかが常に求められてい

ると考えております。度々申し上げて参りましたが、まちづくりは数十年単位の先を見据えたうえで、4年間の持続可能な仕掛けを一つひとつ作り上げていくことこそ重要なポイントであろうと考えております。誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が、住民の皆さんと十分論議して素案をつくり、議会で慎重審議され決定いただいた長期ビジョンを実践する納得性の高い仕掛け作りこそ、4年間の任期に任された大事な「まちづくり」であると考えております。

本年11月に任期が満了するこの4年間は、「第1期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な成果をとの思いで臨みました。篠栗北地区産業団地開発については、昨日議会に対して、これまでの総括のご報告をいたしました。諸般の事情から事業の遅れにより、完成までには至りませんでした。

松田議員との一般質問の際にもやり取りを行いました。篠栗北地区産業団地開発事業の完成と進出企業の操業開始、その後の篠栗町の新しい産業・観光拠点としてのまちづくり。

あるいは、2024年までの「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な成果を得るためのしっかりとした道筋をつける。

このような課題、即ち、長期ビジョンを実践する納得性の高い持続可能な仕掛け作りのために、また、篠栗町民の幸せの実現のために、4年間で持続可能な仕掛けを一つひとつ作り上げていくという新たな思いで、11月の町長選挙に立候補する決意でございます。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して「篠栗町の更なる自立」のために努力して参りますので、議員各位におかれましては、引続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。篠栗町議会令和2年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議ありがとうございました。そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時07分